

## 障害児通所支援事業所の運営等にかかる注意事項について

今年度、各事業者様よりお問合せが多かった事項及び認識の誤りが見られた事項について、以下にまとめましたので再度ご確認・周知につきよろしく願いいたします。

### 運営について

#### 1. 利用者の受給者証の内容は定期的に確認してください

請求上のトラブルとなりますので、受給者証の内容は月に1回は確認してください。特に決定期間、決定日数、契約日数、利用者負担額、多子軽減等、十分に確認をお願いします。受給者証の更新時に内容が変更になっている場合もあります。

#### 2. 「一月あたり23日」の趣旨について

障害児通所支援は、通所給付決定を行おうとする児童の勘案事項を踏まえて、原則として一月最大23日までの支給決定が可能です（国通知による）。ただし、市によって必要性が認められた場合には、24日以上での支給決定も可能です。受給者証上で24日以上での決定がされているにもかかわらず、利用をお断りすることがないようにしてください。

#### 3. 利用者との契約日数は、受給者証にある支給決定日数以内に収まるよう事業者間で調整のうえご契約ください

支給決定日数を超える請求は、お支払できないためご注意ください。

#### 4. 関係書類の整備をお願いします

(1) 加算に係る従業者の資格者証（保育士、介護福祉士、研修修了証等）等の写しの保管をお願いします。

(2) 法定上整備が求められる書類の整備をお願いします。

労働基準法や所得税法、健康保険法等の各種法定上の作成しておかなければならない書類は適切に整備しておいてください。法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）、雇用契約書または労働条件通知書、給与明細など。

#### 5. ウェルネットなごやを随時ご確認ください

新着情報や障害児支援のページに大切な情報を掲載しております。ウェルネットなごやに制度の内容、手続き、事務の流れ等記載しております。お問い合わせの前に、ウェルネットなごやで事項のご確認をお願いします。

（HP アドレス） <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/>

## 6. 指定有効期間を再度ご確認ください

事業所指定の有効期間は6年間です。指定通知書を大切に保管してください。指定の更新申請書はウェルネットなごやに掲載しておりますので、ご確認のうえ、更新される場合は提出期限内に必要な書類一式をご提出ください。

## 7. 電話でのお問合せについて

電話番号を今一度ご確認ください。障害児支援についてのお問合せ窓口は、子ども福祉課子ども発達支援係です（052-972-3187）。

また、社会上のマナーとして、お問合せの際には事業所名とお名前を名乗ってください。お問い合わせにお答えしかねる場合があります。

## 請求について

### 1. 大量に過誤調整を行う場合は、事前にご連絡ください

過誤調整が必要となった場合において、件数が大量である場合（一度に100件以上）は事前に子ども福祉課までご相談くださるようお願いいたします。過誤申立書が提出される時期や件数によっては、一度では対応しかねる場合があります。手続きについてはウェルネットなごやをご参照ください。

### 2. 上限管理加算は、他事業所の利用がない月には算定できません

上限管理加算は、対象の利用者が他の事業所を利用しなかった月には算定できません。この加算は、他事業所との連絡・調整のうえ上限管理を行ったということに対して算定されるものです。上限管理をしていない月には算定できません。月ごとの利用状況に応じて適切に算定してください。

### 3. 複数児童の上限管理加算は、兄弟（姉妹）合わせて一か所の事業所しか利用していない場合には算定できません

例えば兄も弟もA事業所しか利用していない、といった場合には、上限管理加算は算定できません。

### 4. 複数児童の上限管理加算を算定する場合には、兄・弟（姉・妹）どちらで算定しても構いませんが、上限管理事業所の登録はどちらも必要です

例えば兄も弟もB事業所を利用している場合、B事業所は上限管理加算を兄の請求と弟の請求のどちらに付けても構いません。ただし、兄・弟の両方について上限管理事業所の届出を行ってください。

## その他

### 1. ボランティア

従業者の勤務の体制及び勤務形態は、国の児童福祉法施行規則第（18 条の 27 等）に定められる届出事項です。雇用契約にともづく従業者を記載してください。ボランティア（有償、無償ともに含む）は、労働の義務はないため、法定に定める人員基準としては算定しません。各種加算の算定対象者にもなりません。従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表にはボランティアは記載しないでいただくとともに、ボランティアをもって加算の算定していた場合及びボランティアを除外すると人員基準を満たさない場合は、加算を外す、減算を行う等必要な過誤調整を行ってください。法定事業であり、指定基準を遵守してください。

なお、法定人員基準を満たしたうえで、ボランティアが従事していただくことは妨げませんが、ボランティアだけでの支援はしないでください。（従業者がそばについていること）

### 2. 関係法令の遵守について

障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）は公費が給付されている法定事業です。事業運営に当たっては、関係法令を熟知して行わなければなりません。知らなかったでは通用いたしませんので、充分にご留意下さい。特に重要な関係法令等を以下に記載しますので、ハンドブックや法令書籍をご準備いただくか、ウェブサイトからダウンロードするなど情報の収集を行ってください。

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）…基準
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）…留意事項
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）…報酬告示
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）…留意事項
- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令
- ・児童福祉法施行規則

- ・厚生労働省ホームページ（障害児支援に関する省令改正、各種通知や告示があります）
- ・その他、事業運営における関連法令（労働基準法、所得税法、建築基準法、健康保険法等）

### 3. 虚偽の報告について

新規指定申請書類はじめ、各種届出は事実に基いて記載をしてください。虚偽の記載をおこなうと、児童福祉法の第六十二条に、罰則規定に抵触する場合があります。以下の場合には三十万円以下の罰金に処せられます。具体的には、都道府県知事又は市町村長の求めに対して、同条第4項及び第6項において、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げた場合等です。当然、事業者指定に係る処分となりますので、十分にご注意ください。

また、障害児通所給付費は公費で賄われています。児童福祉法第五十七条の二において、事業者等が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費等の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、加算金（百分の四十を乗じて得た額）の支払いが定められています。この返還に係る徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とされており、地方税滞納処分の例による強制徴収公債権となります。

今後とも、実地指導等における報告及び書類の提出の際は、十分にご留意いただき、適正な事業運営をしていただきますよう、お願いします。